

広島市規則第 7 4 号

令和 8 年 9 月 2 8 日

広島市保育園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市保育園条例施行規則の一部を改正する規則

広島市保育園条例施行規則（昭和 2 3 年 1 0 月 4 日広島市規則第 3 8 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表中

坪井保育園
鈴峰園保育園

を

坪井保育園

に改める。

第 4 条の表小河内保育園の項及びふくしま保育園の項を次のように改める。

ふくしま保育園	1 6 4 人
小河内保育園	7 7 人

第 4 条の表鈴峰園保育園の項を削る。

附 則

この規則中第 4 条の表小河内保育園の項及びふくしま保育園の項の改正規定は令和 9 年 1 月 1 日から、第 3 条第 1 項の表の改正規定及び第 4 条の表鈴峰園保育園の項を削る改正規定は同年 4 月 1 日から施行する。